

A close-up, low-angle shot of rice stalks with green leaves and golden-brown grain heads reaching towards a clear blue sky with light clouds.

令和8年度

経営所得 安定対策の概要

南あわじ市農業再生協議会

南 あ わ じ 市

あわじ島農業協同組合

目 次

1. 令和8年度の経営所得安定対策の主なポイント・・・・・・・・・・	P 1
2. 県協議会からの生産目安と令和8年産主食用米の作付計画の比較・・・・・・・・	P 2
3. 令和8年産主食用米の生産目安 参考情報・・・・・・・・・・	P 3
4. 水田活用の直接支払交付金・・・・・・・・・・	P 4
5. 飼料用米と米粉用米の数量助成・・・・・・・・・・	P 5
6. 地力増進作物と地域特産野菜による二毛作助成・・・・・・・・	P 6
7. 玉葱べと病対策加算・・・・・・・・・・	P 7
8. レタスビッグバイン病防除対策加算・・・・・・・・・・	P 8～P 9
9. 戦略作物等への加算・・・・・・・・・・	P 10
10. 耕畜連携助成・・・・・・・・・・	P 11
11. 兵庫県段階の産地交付金・・・・・・・・・・	P 12～P 13
12. 米の収入減少緩和対策（ナラシ対策）・・・・・・・・・・	P 14
13. 畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）・・・・・・・・・・	P 15
14. 飼料作物・WCS 用稲の基準単収設定・・・・・・・・・・	P 16
15. 水田活用の直接支払交付金に関するよくある質問・・・・・・・・	P 17

令和8年度の経営所得安定対策の主なポイント

ポイント1 需要に応じた米づくりの推進

平成30年産から主食用米の生産数量目標が廃止されていますが、令和8年産についても前年同様に兵庫県農業活性化協議会から「主食用米の生産目安」が提示されています。

※米の直接支払交付金は平成30年度から廃止されています。

生産数量目標は廃止されましたが、需要に応じた米生産は重要であることから前年同様に主食用米に代わる作物として期待される新規需要米や麦、大豆、飼料作物への支援は継続されています。

単価については、飼料用米の一般品種の助成単価が引き下げられますが、それ以外は前年度と同じ設定になっています。（P4を参照）

ポイント2 産地交付金の設定

産地交付金についても前年同様に設定されています。

〇県の産地交付金のポイント

- ① 加工用米（低コスト・高品質化）の単価が変更となっています。（P12を参照） **変更**
- ② 飼料用米（生産性向上・担い手支援）の単価が変更となっています。（P12を参照） **変更**
- ③ 新市場開拓用米（担い手支援）の単価が変更となっています。（P12を参照） **変更**
- ④ 米粉用米（担い手支援）の単価が新設されました。（P12を参照） **新規**

〇市の産地交付金のポイント

- ① 需給調整米穀加算の飼料用米（SGS用稲）の単価が変更となっています。（P10を参照） **変更**
- ② 地域計画振興作物加算の単価が変更となっています。（P10を参照） **変更**
- ③ 交付対象水田は県設定とは異なります。

市の産地交付金の対象となるのは、転作水田（戦略作物裏を除く）となっています。

例：主食用米の裏作、WCS用稲の裏作で野菜を作付け、出荷しても野菜に対する産地交付金は、交付対象外となります。

ポイント3 水田政策の見直し

令和9年度以降、水田を対象として支援する水田活用の直接支払交付金が、作物ごとの生産性向上等への支援へと転換されます。

このため、令和9年度以降、「5年水張りの要件」は求めません。

（※現行の水田活用の直接支払交付金の令和8年度の対応として、連作障害を回避する取組を行った場合、水張りしなくても交付対象とします。）

〇連作障害を回避する取組

- ① 土壌改良資材・有機物（堆肥、もみ殻等を含む。）の施用
- ② 土壌に係る薬剤の散布
- ③ 後作緑肥の作付け
- ④ 病害虫抵抗性品種の作付け
- ⑤ その他地域農業再生協議会等が連作障害を回避する取組であると判断する取組

県協議会からの生産目安と令和8年産主食用米の作付計画の比較

令和8年産

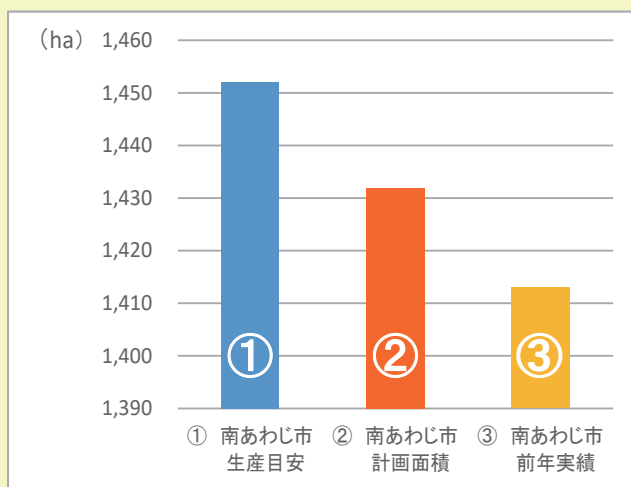
県協議会が示す南あわじ市の生産目安 7,289玄米ト
生産目安の面積換算数値 1,452ha…①

※ 生産目安とは兵庫県産米の需要に応じた生産が推進できるよう
県協議会が示す米の作付判断の参考となる数値です。
平成29年度までの生産数量目標ではありません。

R8年産南あわじ市主食用米作付計画面積 1,432ha…②
(R7年12月に実施の作付計画面積の調査結果)

(参考)

R7年産南あわじ市主食用米作付実績面積 1,413ha…③

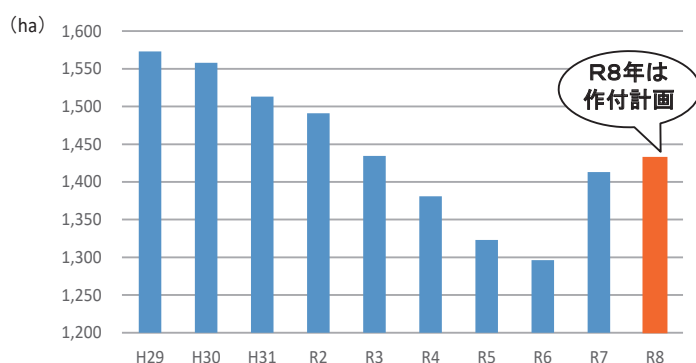


左図は、県協議会が示す生産目安と令和7年12月に実施した作付計画調査の結果を比較したものです。

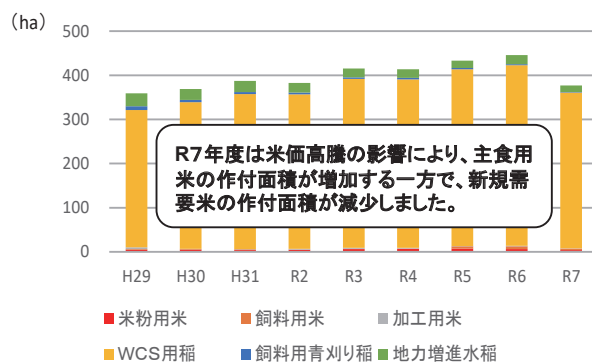
県協議会が示す主食用水稻の生産目安面積よりR8年の計画面積が下回っています。

主食用米の作付面積が減少しているため、生産目安を目標に、作付けを確保しましょう！

南あわじ市内における主食用水稻作付面積



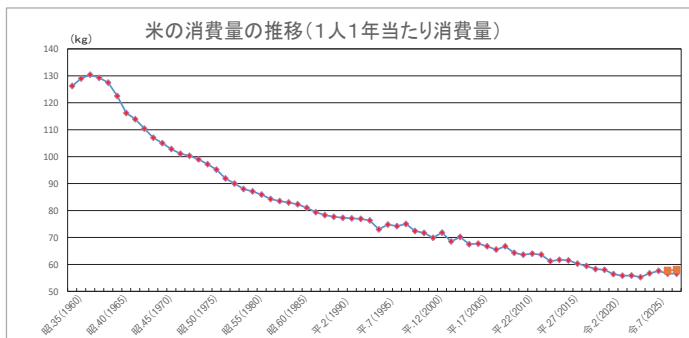
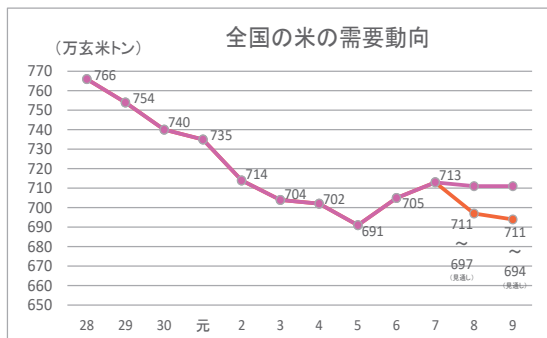
新規需要米等の作付実績の変化



R7年度は米価高騰の影響により、主食用米の作付面積が増加する一方で、新規需要米の作付面積が減少しました。

令和8年産主食用米の生産目安 参考情報

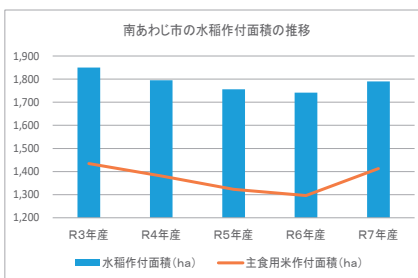
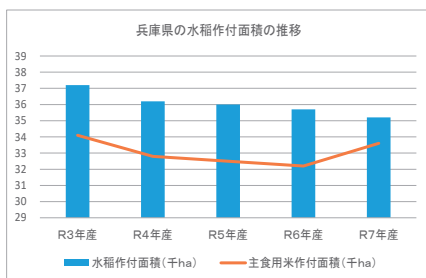
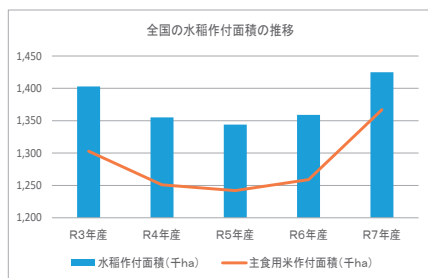
◎ 全国の米の需要動向



全国の米の需要量については、年々減少していましたが、ここ数年はインバウンドの増加やコロナ禍以降の外食産業等の回復により上昇傾向となり713万トンとなりました。7/8年以降は人口減少やインバウンド需要の動向、精米歩留りを考慮して幅で設定しています。

国民一人当たりの米の消費量も昭和40年と比較して半分以下 (122kg⇒58kg) となっています。

◎ 全国と兵庫県、南あわじ市の水稻作付面積の推移の比較

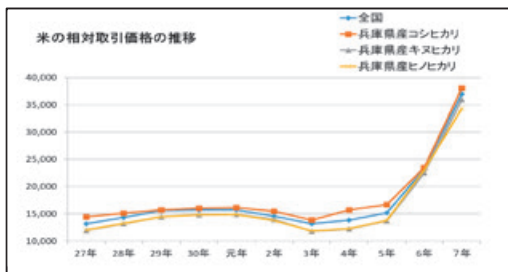


令和7年産の作付面積は、前年までの米価高騰と深刻な米不足を受け、全国、兵庫県ともに前年から増加しました。

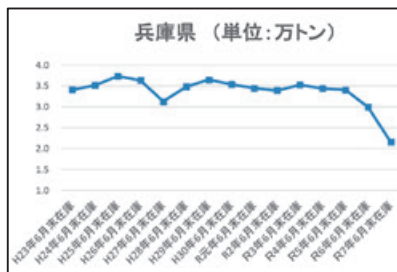
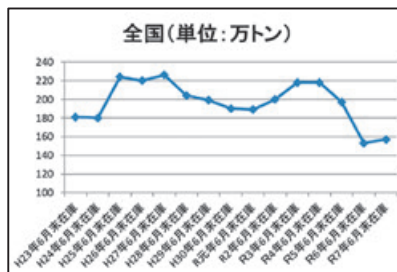
10aあたりの収穫量についても、多くの地域で総じて天候に恵まれたことにより、全国、兵庫県ともに前年比増となりました。南あわじ市においても米価高騰等の影響を受け、新規需要米からの転換が図られたため、主食用米の作付けが増加しています。

◎ 米価の推移と米の在庫量

【米価の推移】



【米の民間在庫量の推移】



(円/60kgあたり)

	27年産	28年産	29年産	30年産	元年産	2年産	3年産	4年産	5年産	6年産	7年産
全銘柄平均	13,175	14,307	15,595	15,688	15,716	14,567	13,188	13,850	15,177	23,191	36,965
兵庫県産コシヒカリ	14,439	15,102	15,734	16,013	16,158	15,452	13,859	15,693	16,645	23,452	38,093
兵庫県産キヌヒカリ	11,961	13,190	14,419	14,823	14,852	13,977	11,804	12,202	13,719	22,477	35,957
兵庫県産ヒノヒカリ	12,000	13,229	14,460	14,786	14,835	13,779	11,813	12,284	13,780	23,032	34,301

※ 7年産については、出回り～7年10月の平均価格

令和7年産の米価については全国・兵庫県ともに前年比大幅増となっており、出荷業者と卸売業者等の間の取引価格としては、比較可能な平成2年以降で過去最高の価格となっています。

全国段階の在庫は、昨年と概ね同水準である一方、兵庫県では前年より大幅に減少しました。

水田活用の直接支払交付金

水田で、WCS用稲、飼料用米、米粉用米等の作物を生産する農業者に対して、交付金を直接交付することにより、水田のフル活用を推進し、食糧自給率・自給力の向上を図ります。

① 戦略作物・・・国が単価等を設定します。

対象作物	交付単価	備考
麦、大豆	35,000円/10a	畑作物の直接支払交付金については個別にご相談下さい。
飼料作物	35,000円/10a	自家利用計画書や飼料供給協定書等が必要です。 多年生牧草について、収穫のみを行う年は10,000円/10a
WCS用稲（稲発酵粗飼料用稲）	80,000円/10a	新規需要米取組計画書の提出が必要です。
加工用米	20,000円/10a	契約数量の出荷が条件となります。
飼料用米、米粉用米	数量払い	新規需要米取組計画書の提出が必要です。 契約相手は自分で探す必要があります。

② 産地交付金・・・国から配分される資金枠の範囲で県協議会や市協議会が 助成内容（交付対象作物・取組・単価等）を設定できます。

※野菜等については、出荷したことが確認できる書類が必要です。

市段階

用途	交付単価	備考
高収益作物助成（野菜、花き、果樹） 野菜については、玉葱、レタス類、白菜、キャベツ類、ブロッコリー、カリフラワーを除く）	5,000円/10a	出荷確認等ができる書類が必要です。
地域特産野菜助成 （玉葱、レタス類、白菜、キャベツ類、ブロッコリー、カリフラワー）	9,000円/10a	出荷確認等ができる書類が必要です。
地力増進作物と地域特産野菜の二毛作助成	11,000円/10a	P6を参照
担い手による地力増進作物と地域特産野菜の二毛作助成	15,000円/10a	P6を参照
玉葱べと病対策加算	2,000円/10a	P7を参照
レタスビッグベイン病防除対策加算（太陽熱消毒・カラシナ）	10,000円/10a	P8～P9を参照
需給調整米穀加算	米粉用米	20,000円/10a P10を参照
	飼料用米（SGS用稲）	20,000円/10a P10を参照
需給調整米穀専用品種加算（米粉用米）	3,000円/10a	P10を参照
飼料作物の土地利用集積加算	23,000円/10a	P10を参照
みどり戦略導入加算	5,000円/10a	P10を参照
地域計画振興作物加算	5,000円/10a	P10を参照
耕畜連携助成	10,000円/10a	P11を参照

変更点：「飼料用米（SGS用稲）」の単価を増額。

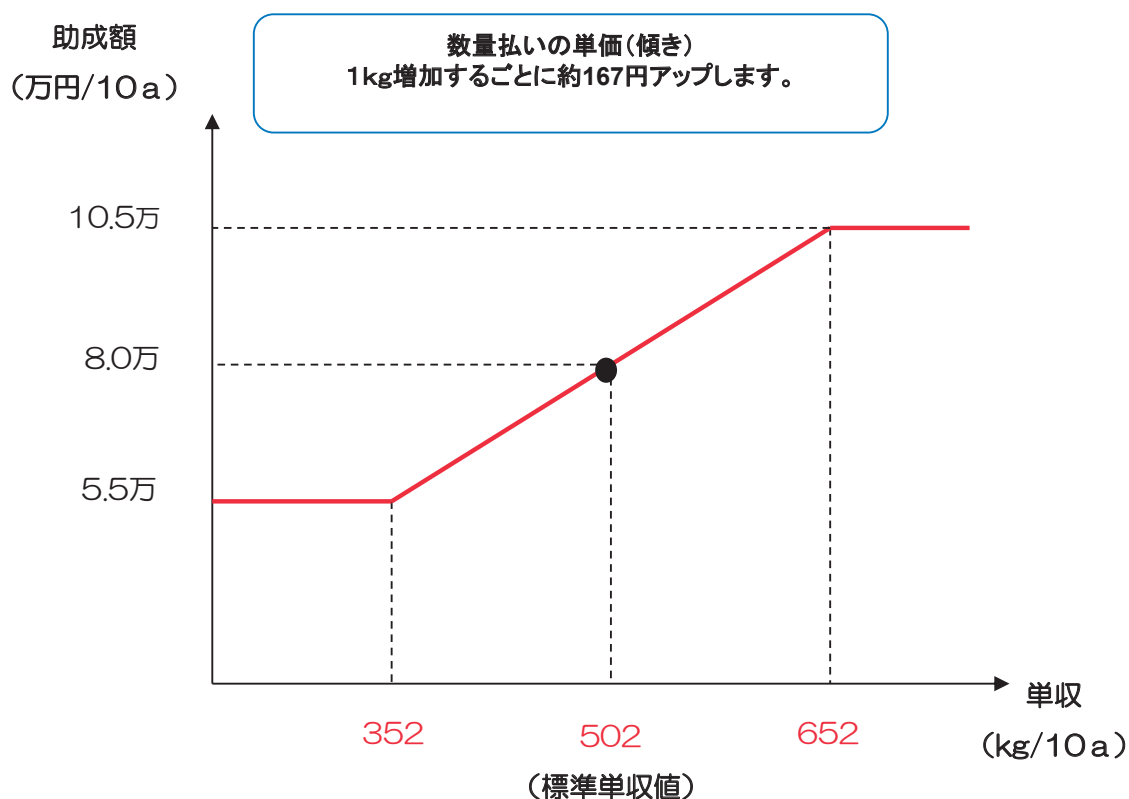
「地域計画振興作物加算」の単価を減額。

※単価等については変更になる可能性があります。

飼料用米と米粉用米の数量助成

収量に応じて55,000円～105,000円/10aが交付されます。

市の標準単収値である502kg/10aの場合、80,000円/10aになります。
これを基準に+150kgの単収をあげると105,000円/10aとなります。
標準単収値よりも下がると80,000円/10aから単価が下がっていきます。



※飼料用米の一般品種について、令和8年度は標準単価6.5万円（5.5～7.5万円/10a）、多収品種については数量に応じて5.5～10.5万円/10aとする。

農産物検査又は農産物検査によらない手法（ふるい目や水分含有率等を明記した販売伝票などによる確認）により数量の確認を受けていることが条件となっております。（別途、規定様式による数量報告書及び農産物検査結果通知書の写し等、確認書類の提出が必要です。）

※高収益作物助成、地域特産野菜助成、玉葱べと病対策加算、レタスビッグベイン病防除対策加算とは重複不可。

例 1



【5月頃に玉葱を収穫し、出荷】



【(地) ソルゴーのすきこみ】



【11月頃、玉葱の定植】

例2



【(地) ソルゴーのすきこみ】



【秋冬期にキャベツを収穫し、出荷】

上記のような取組みで、二毛作助成の対象となります。

例3



【水張水田】



【秋冬期にレタスを収穫し、出荷】

上記のような取組みでは、二毛作助成の対象になりません。地域特産野菜助成のみとなります。

※ 地力+野菜の二毛作助成に取り組むためには、以下のように営農計画書に記載する必要があります。

農 業 者 記 入 欄																	畑 地 化 事 業	定着促進 支援開始年	営 農 情 報			
耕 地 番 号	分 筆 番 号	作 期	地 名 ・ 地 番	本 地 面 積 a	前年品種	水 稲 作 付 最 終 年	水 稲 （ 申 込 ） 作 付 面 積 a	転 作 面 積 a	転 作 又 は 水 稲 品 種 名 転 作 等 作 物 名	牧草の播種の有無	出 荷 販 売 目 的	取 量 等 級	作 業 受 託 該 当	多 収 品 種 耕 畜 連 携	転換年月 植栽年月	直 有 栽 減 取 %				裏作物 （春期収穫）	裏作物 （秋冬期定植）	
					前年水稲 引受面積															作物等名	作物等名	
					面積															面積	面積	
1	1		ミナミアヅ 100	20	5		R4		20	5	⑨	ソルゴー		○				⑨	たまねぎ	⑨	たまねぎ	
																		20	5	20	5	
2	1		ミナミアヅ 101	10	5				10	5	⑨	ソルゴー		○					⑨	レタス	10	5

玉葱べと病対策加算

【助成単価】：2,000円/10a

【対象作物】：たまねぎ

【助成要件】：玉葱収穫後に水張りを実施し、玉葱を定植すること。

※水稲やソルゴーなどを作付けした水田は対象外となります。

※高収益作物助成、地力増進作物と地域特産野菜の二毛作助成、担い手による地力増進作物と地域特産野菜の二毛作助成とは重複不可。

べと病の特徴



◆越年罹病株（全身感染株、1次感染株）（2～4月）

- ・主に苗床で土壌感染し、本田で発病。
- ・生育が悪く、葉が湾曲・黄化する。
- ・全体に灰色のカビが発生。
- ・10aに3本発生すれば、ほ場全体に蔓延するだけの胞子を作るので、見つけ次第抜き取ることが非常に重要！！



15℃程度で曇雨天が続くと感染・発病しやすい！



◆2次感染株（3～5月）

- ・葉身上に小判型で黄色い病斑を形成。
- ・病斑上に白～灰色のカビを発生。
- ・カビの生存期間は、1～7日と短いが大量に形成（5万個/cm²）し、飛散させる。

水張りについて



- ・たまねぎほ場（苗床・本圃）を、作付け前に水張りすることで、べと病菌（卵胞子）の滅菌効果が期待できる。
- ・水張りは30日以上行う。水張り期間が長いほど、滅菌効果が高まる。
- ・苗床の水張りの場合はバスアミド微粒剤施用による除草対策等の苗床準備にむけ、8月初旬以降、ほ場を干し上げる。

※ 玉葱べと病対策加算に取組むためには、以下のように営農計画書に記載する必要があります。

農 業 者 記 入 欄																	畑 地 化 事 業	定着促進支援開始年	営 農 情 報							
耕 地 番 号	分 筆 番 号	作 期	地 名 ・ 地 番	本 地 面 積 a	前年品種		水 稲 作 付 最 終 年	水 稲 （ 申 込 ） 作 付 積 a	転 の 作 面 等 積 a	転 作 等 作 物 名 水 稲 品 種 名	牧 草 の 播 種 の 有 無	出 荷 販 売 目 的	収 量 等 級	作 業 受 託 該 当	多 収 品 種 ・ 耕 畜 連 携	水 田 機 能 等 喪 失				転 換 年 月	直 有 栽 減 収 %	裏作物 （春期収穫）		裏作物 （秋冬期定植）		
					前年水稲 引受面積 a	作 物 等 名																面 積	作 物 等 名	面 積		
1	1		ミナミアワジ 100	20	5		R4		20	5	水張り		○							① たまねぎ	20	5	② たまねぎ	20	5	
2	1		ミナミアワジ 101	10	5				10	5	水張り		○								① たまねぎ	10	5	② たまねぎ	10	5

レタスビッグベイン病防除対策加算（カラシナ）

【助成単価】：10,000円/10a

【対象作物】：レタス類

- 【助成要件】：
- ① 6月1日までに防除対策実施計画書を提出すること。
 - ② カラシナの作付状況及びすき込み後の写真を提出すること。
 - ③ 実施後にレタス類を出荷すること。

※高収益作物助成、地力増進作物と地域特産野菜の二毛作助成、担い手による地力増進作物と地域特産野菜の二毛作助成とは重複不可。

カラシナを活用したビッグベイン病防除対策



4～5月中旬播種



開花初期～満開期にすきこむ
(30日以上の水張りが望ましい)



レタス類収穫・出荷

緑肥用カラシナの活用について

- ① 緑肥用カラシナを切断し土壤にすき込むと、「アリルイソチオシアネート」（殺菌成分）が生成され、**殺菌効果が発現**します。
- ② 南あわじ市内での現地試験の結果、**耐病性品種の利用**や、**定植後の薬剤灌注と組み合わせると、防除効果をさらに高める**ことが確認されました。
- ③ コナガ・キスジノミハムシが発生しやすいため、**周辺にキャベツ等のアブラナ科作物があるほ場では作付けを控えて下さい。**



※ ビッグベイン病防除対策加算（カラシナ）に取り組むためには、以下のように営農計画書に記載する必要があります。

農 業 者 記 入 欄																	畑 地 化 事 業	定 着 促 進 支 援 開 始 年	営 農 情 報			
耕 地 番 号	分 筆 番 号	作 期	地 名 ・ 地 番	本 地 面 積	前年品種	水 稲 作 付 最 終 年	水 稲 作 付 面 積	転 作 面 積	水 稲 品 種 名 又 は 転 作 等 作 物 名	牧 草 の 播 種 の 有 無	出 荷 販 売 目 的	取 量 等 級	作 業 受 託 該 当	多 収 品 種 耕 奇 連 携	水 田 機 能 等 喪 失	転 換 年 月				直 有 栽 減 取 %	裏作物 (春期収穫)	裏作物 (秋冬期定植)
					前年水稲 引受面積																作物等名	作物等名
					面積																面積	面積
1	1		ミナミアワジ 100	20	5		R4		20	5	カラシナ		○						⑤ レタス			
																			20	5		

戦略作物等への加算



- 【取組名】：需給調整米穀への加算
 【助成単価】：20,000円/10a
 【対象作物】：①米粉用米、②飼料用米（SGS用稲）
 【加算対象】：認定農業者、認定新規就農者または集落営農組織
 【加算要件】：10a以上の作付面積であること。
 地元実需者との契約生産を行うこと。

- 【取組名】：米粉用米専用品種加算
 【対象作物】：米粉用米
 【助成単価】：3,000円/10a
 【加算要件】：専用品種である「ミズホチカラ」「笑みたわわ」等を作付けすること。

- 【取組名】：飼料作物の土地利用集積加算
 【助成単価】：23,000円/10a
 【対象作物】：飼料作物（WCS用稲を除く）
 【加算対象】：認定農業者、認定新規就農者または集落営農組織、これら担い手の集積に協力する農業者
 【加算要件】：



【交付要件】 認定農業者等	以下の条件のいずれかを満たす。 ○1ha以上ですべての主要作業 ○作業受託0.5ha以上を含む1.5ha以上で2つ以上の主要作業
【交付要件】 集落営農	以下の条件のいずれかを満たす。 ○作業受託2ha以上を含む10ha以上で2つ以上の主要作業 ○作業受託1ha以上を含む5ha以上ですべての主要作業
※主要作業	a 耕起・整地 b は種・育苗・移植 c 収穫 d 乾燥・調整

- 【取組名】：みどり戦略導入加算
 【助成単価】：5,000円/10a
 【対象作物】：認証を受けた野菜
 【加算対象】：ひょうご安心ブランド認証取得者、エコファーマー認定者、みどり認定者
 【加算要件】：兵庫県認証食品認証書の写し、エコファーマー認定証の写し、環境負荷低減事業活動実施計画に係る認定通知書の写し（団体に認証を受けている場合は団体の構成員がわかる資料）の提出



- 【取組名】：地域計画振興作物加算
 【助成単価】：5,000円/10a
 【対象作物】：地域計画に位置付けられた作物
 ※対象作物については限定する可能性があります。
 【加算対象】：地域計画のうち目標地図に位置付けられた認定農業者、認定新規就農者または、集落営農組織



耕畜連携助成

飼料作物を生産する**耕種農家**と利用する**畜産農家**が密接に連携し、
予め両者間で取り決めた計画に基づき行う取組みに対して助成します。

【助成単価】：10,000円/10a

○ 資源循環の取組

- 利用供給協定に基づき、飼料作物の作付けをしている水田で生産された飼料作物を給与された家畜の排せつ物から生産した堆肥であること。
- たい肥を散布する水田が、たい肥を散布する者の自己経営地でないこと。
- ほ場への堆肥散布量は、2トン／10a以上であること。



【提出書類等】

- ・利用供給協定書（明細書も含む）、堆肥散布後の写真（田の全体を映した写真）
写真の提出は堆肥散布後、速やかに提出してください。

※ 交付対象は耕種農家となります。
写真の提出のない場合は交付対象外となります。

令和8年産 水田活用の直接支払交付金(産地交付金) 県段階

現在、以下の内容で県段階の産地交付金を設定すべく調整していますが、予算の都合等により今後、内容に変更が生じる可能性があることについて、ご注意ください。



【助成単価】 **12,000円/10a 以内**

【対象者】 加工用米を生産する農業者等

【対象面積】 加工用米を作付けた面積

【留意点】 下記に掲げる取組を1つ以上行っている必要があります。

- ①種子更新を行っているもの ②県内の加工業者と契約を締結しているもの
- ③加工用米の作付面積が1.0*ha以上

※特定農山村・振興山村地域等の場合は、作付面積の要件は1/2とする。

- ④兵庫県認証食品の認証を受けているもの



【助成単価】 **15,000円/10a 以内**

【対象者】 加工用米を生産する農業者等

【対象面積】 加工用米を作付けた面積のうち、複数年(3年以上)契約に取組む面積

【留意点】 3年以上の複数年契約の取組を対象



【助成単価】 **15,000円/10a 以内**

【対象者】 認定農業者、集落営農組織、認定新規就農者等

【対象面積】 飼料用米を作付けた面積(10a以上)

【留意点】 県内の畜産農家、JA・全農兵庫県本部、飼料メーカー等へ出荷・販売を行う取組であること



【助成単価】 **15,000円/10a 以内**

【対象者】 認定農業者、集落営農組織、認定新規就農者、農業法人等

【対象面積】 輸出など内外の新市場の開拓を図る米を作付けた面積

【留意点】 輸出向け日本酒の原料用米は対象外(※国メニューは対象)



【助成単価】 **15,000円/10a 以内**

【対象者】 認定農業者、集落営農組織、認定新規就農者等

【対象面積】 米粉用米を作付けた面積(10a以上)



【助成単価】 **3,000／10a以内**

【対象者】 認定農業者、集落営農組織、認定新規就農者、農業法人等

【対象面積】 野菜を作付けた面積(露地：10a以上)

国段階で予定されている取組



【助成単価】 **20,000円／10a 以内** (※基幹作のみ)

【対象者】 そば・なたね・新市場開拓用米を生産する農業者等

【対象面積】 そば・なたね・新市場開拓用米を作付けた面積



【助成単価】 **10,000円／10a 以内**

(※R8からの3年以上の新規契約が対象、支援はR8のみ)

【対象者】 コメ新市場開拓等促進事業に採択された者のみ

【対象面積】 複数年（3年以上）契約により、新市場開拓用米を作付けた面積



【助成単価】 **20,000円／10a 以内** (※基幹作のみ)

【対象面積】 地域協議会ごとに①及び②の合計面積に対し支援

①前年度における実施面積（前年度よりも減少している場合は当年度の実施面積）

②前年度の作付面積から増加している場合はア、イのいずれか小さい方の面積

ア 水稻の前年度からの減少面積

イ 地力増進作物の前年度からの拡大分

この資料に掲載された取組の他に、市段階で設定される産地交付金の対象となる場合もあります。

米の収入減少緩和対策(ナラシ対策)

米価が下落した際に収入を補てんする保険的制度です。

【加入対象者】

認定農業者、集落営農、認定新規就農者です。

ただし、「収入保険とナラシ対策」の組み合わせでの加入はできません。

出荷・販売の対象数量（農産物検査3等以上又は当該等級に相当するもの）を報告する必要があります。
平成27年度から規模要件が廃止され、認定農業者であればどなたでも加入できるようになりました。
また、補てん後の積立金の残額は翌年度へ繰り越しされるため、掛け捨てとはなりません。

【交付単価】

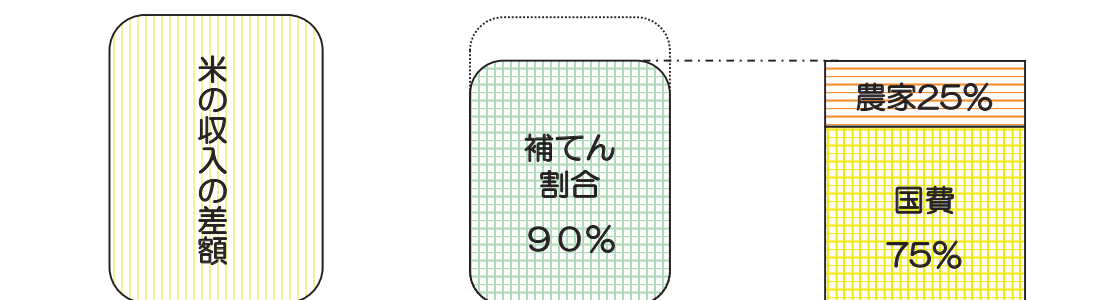
当年産の米の販売収入の合計が、標準的収入を下回った場合に、その差額の9割を、国からの交付金と農業者の積み立てた積立金で補填します。

$$\text{補てん額} = (\text{標準的収入額} - \text{当年産収入額}) \times 0.9$$

国からの交付金は、農業者が積み立てた積立金の3倍が上限です。



【ナラシ対策】のイメージ



需要に応じた米生産を後押しするため、令和4年産から、ナラシ対策の対象作物である米について具体的な出荷・販売予定に従って計画的に生産したものが補填の対象となります。

※米を生産予定の農業者は、6月末までの加入申請に当たり、「出荷・販売契約数量等報告書」の提出が必要です。

※積立金の納付期限は8月31日です。

詳細については近畿農政局兵庫県拠点まで問合せください。（078-331-9951）

畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)

諸外国との生産条件の格差により不利がある国産農産物の生産・販売を行う農業者に対し、「標準的な生産費」と「標準的な販売価格」の差額分に相当する交付金を直接交付します。

【対象者】 認定農業者、集落営農、認定新規就農者（規模要件なし）

※ 集落営農については共同販売経理を実施していること。

【対象作物】 麦（小麦、大麦、はだか麦）、大豆、そば、なたね

※ 麦芽用麦、黒大豆、種子用として生産するものは対象外

【数量払】 生産量と品質に応じて交付

小麦の場合

(円/60kg)

品質区分（等級）		1等又は1等相当				2等又は2等相当			
ランク		A	B	C	D	A	B	C	D
パン・中華麺用品種	免税事業者向け	7,950円	7,450円	7,300円	7,240円	6,790円	6,290円	6,140円	6,080円
	課税事業者向け	7,420円	6,920円	6,770円	6,710円	6,260円	5,760円	5,610円	5,550円
上記以外	免税事業者向け	5,650円	5,150円	5,000円	4,940円	4,490円	3,990円	3,840円	3,780円
	課税事業者向け	5,120円	4,620円	4,470円	4,410円	3,960円	3,460円	3,310円	3,250円

【面積払】 当年産の作付面積に応じて、数量払の先払いとして交付

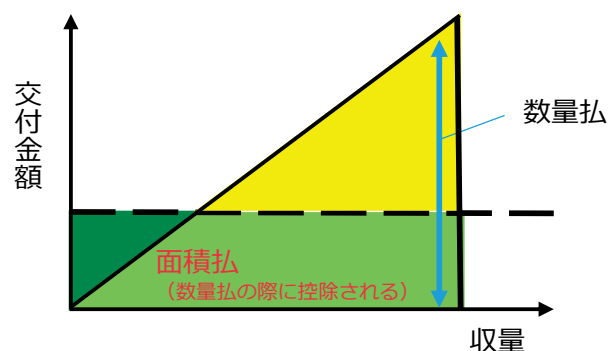
※ 対象作物の当年産の作付が確認でき、数量払の交付申請を行う農業者

20,000円/10a

交付単価のイメージ

標準的な 生産費		ゲタ 交付単価	差額
		標準的な 販売価格	

数量払と面積払との関係



消費税負担分に対応した交付単価の設定と免税事業者の確認

- 消費税の免税事業者・課税事業者それぞれについて別々の交付単価を設定しています。
- 免税事業者であることを確認するために、加入申請時に、免税事業者であることを自ら証明する仕組みとして、前々年の確定申告書を提出することとなっています。
なお、資料を提出することができない場合には、課税事業者の単価が適用されます。

飼料作物・WCS用稲の基準単収設定

飼料作物等にかかる見直しについて

令和6年4月1日に経営所得安定対策等実施要綱が一部改正され、水田活用の直接支払交付金にかかる飼料作物及びWCS用稲にあつては、各都道府県農業再生協議会等が基準単収を定めることとなりました。

また、令和7年産から、自然災害等の場合を除き、基準単収と比較して明らかに収量が低い場合（基準単収の1/2が目安）には、本交付金の交付対象とはなりません。

（注意） 自然災害等による減収の場合は、理由書の提出にあわせて、対象作物や農地の被害状況が明確に確認できる写真、適切な生産が行われていたことが分かる書類（作業日誌や種子・肥料の購入伝票等）の提出が求められますので大切に保管をお願いします。

また、玉葱の苗床や野菜定植を目的とした、WCS用稲等の早期収穫に伴う減収は理由となりません。

兵庫県における基準単収について

兵庫県農業活性化協議会において、牧草、ソルゴー、青刈りとうもろこし、WCS用稲の基準単収が設定されました。

なお、各品目とも地域農業再生協議会等において、地域の栽培の実情に合わせた基準単収を別に定めることも可能としています。

右記の県基準単収については、農林水産省の単収重量である刈り取り後の生草（茎）重量を用いているため、水分含量が変化した場合は、刈取時の重量を推計し、収量（重量）としてください。

○飼料作物等の兵庫県基準単収

品 目	県基準単収 (kg/10a)
牧 草	3,460
ソルゴー	2,446
青刈りとうもろこし	3,030
WCS用稲（一般品種）	1,053
WCS用稲（専用品種）	2,237

飼料作物等の収量確認について

収量に関わる書類については、ほ場ごとに区分できるよう記録し、書類は必要に応じて提出できるよう、5年間保管してください。

《収量にかかる記録の例》

- ① ロールの重量×ロールの個数
- ② トラック1台分の重量×トラックの台数
- ③ バンカーサイロにつめた容積×容積密度÷原料の作付総面積×申請する作付面積
- ④ 放牧の場合、申請ほ場での放牧頭数×放牧日数

※各重量を測定することは実質的に困難なため、推定される重量で構いません。

水田活用の直接支払交付金に関するよくある質問

1、玉葱を春に収穫し冬に定植する場合の記入方法は？

⇒春作と秋冬作の両方に玉葱と記入してください。

玉葱の場合（秋冬期定植）にしか記載がないと本年度については交付対象になりません。

農 業 者 記 入 欄															畑地 化 事 業	定着促進支援開始年	営 農 情 報				
耕 地 番 号	分 筆 番 号	作 期	地 名 ・ 地 番	本 地 面 積 a	前年品種	水 稲 作 付 最 終 年	水 （ 申 込 ） 作 面 積 a	転 作 等 積 a	水 稲 品 種 名 又 は 転 作 等 作 物 名	牧草の 播種の有無	出 荷 販 売 目 的	取 量 等 級	作 業 受 託 該 当	多 収 品 種 一 部 等 積				水 田 機 能 等 喪 失 率	直 有 栽 減 取 率 %	裏作物 (春期収穫)	裏作物 (秋冬期定植)
					前年水稲 引受面積															作物等名	作物等名
																				面積	面積
1	1		ミナワジ 100	20 5		R4		20 5	水張り		○							④ たまねぎ 20 5	④ たまねぎ 20 5		

2、地力増進作物を作付けし、裏作でキャベツを作付けして出荷した場合、受けられる産地交付金は「高収益作物助成」、「地域特産野菜助成」、「地力増進作物と地域特産野菜の二毛作助成」ですか？

⇒受けられるのは「地力増進作物と地域特産野菜の二毛作助成」のみです。

認定農業者等担い手の場合は「担い手による地力増進作物と地域特産野菜の二毛作助成」です。（担い手の単価で取組む場合は30a以上取組む必要があります。）

3、水稲を作付けした裏作で野菜を作付けした場合、交付対象となりますか？

⇒基本的には交付対象外となります。認定農業者等担い手の場合は県の産地交付金の対象となります。

4、地力増進作物を作付けし、玉葱を作付け出荷する場合、「玉葱ベと病対策加算」と「地力増進作物と地域特産野菜の二毛作助成」を同時に受けることはできますか？

⇒どちらか片方のみとなります。

5、WC Sのは場は取組計画書の提出後変更できますか？

⇒8月20日まで変更を受け付けます。ただし、以下の条件を満たす場合に限りです。

- ・6月末までに提出した取組計画の変更であること。（7月以降の新規受付は行いません。）
- ・6月末までに提出した取組計画における需要者との契約変更に係る同意が得られていること。

提出書類について

(1) ご提出いただく書類

書類の名称	対象者	提出時期
経営所得安定対策交付金交付申請書（青い用紙）	申請者全員	4月
令和8年度 営農計画書	全員	4月
振込口座の通帳表紙裏ページの写し等の口座情報が確認できる書類	新規加入者 振込口座を変更したい方	4月

(2) 今後、必要に応じてご提出いただく書類等（必要に応じて該当者に発行します。）

書類の名称	対象者	提出時期 （予定）
飼料作物供給契約書	無畜農家で飼料作物を作付ける方	7月
飼料作物の自家利用計画書	有畜農家で飼料作物を作付ける方	7月
飼料作物作業日誌（赤い用紙）	飼料作物を作付ける方	12月
レタスビッグバイン病防除対策実施計画書（太陽熱）	左記取組者	7月
レタスビッグバイン病防除対策実施計画書（カラシナ）	左記取組者	6月
地力増進作物作業日誌	地力作物を作付け、裏作に地域特産野菜を作付けする方	6月
水田活用の交付要件報告書（出荷報告：薄緑の用紙）	出荷野菜等がある方	12月
新規需要米取組計画書（WC S用稲、米粉用米等）	新規需要米を作付ける方	6月末まで
新規需要米集出荷報告書	新規需要米を作付ける方	12月20日まで
耕畜連携助成の利用供給協定書	該当する方	9月中旬
耕畜連携助成の取組写真	該当する方	12月末まで
飼料作物の土地利用集積加算関係書類	左記に取組む有畜農家	10月
主食用水稲作付計画調査票（青い用紙）	過去3年以内に主食用米を作付けた実績のある方	12月

上記以外にも別途書類が必要になる場合があります。

上記の提出時期はあくまで目安ですので、変更する場合があります。

お問合せ

南あわじ市農業再生協議会

南あわじ市役所 農林振興課 ☎ 0799-43-5223
あわじ島農業協同組合 営農課 ☎ 0799-42-5211